

陳情第3号 特定疾病療養者見舞金制度の見直しに関する陳情書について、委員会では不採択となりましたが、日本共産党を代表し、採択すべき立場で討論を行います。

理由の第1は、陳情者を含め難病を抱えていらっしゃる患者さんはもちろんのこと、支えておられるご家族、様々な関係者の労苦に応える責任が市政にはあるからです。

陳情書にも掲載されていますが、奇跡しか回復が望めない病を抱え、肉体的、精神的、経済的な負担や苦悩は、測りしれないものがあります。その中で、本市が独自に継続してきた見舞金制度は、ささやかな誕生会、進学祝い、クリスマスなど家族のきずなを深めるだけにとどまらず、難病との日々の闘いを和らげ、自分の存在意義を再確認できる機会を生み出してきたとすれば、制度を創設し、継続してきた意義は大きいものがあります。

ただし、陳情者の発言の中で、「早く死にたい」と会話が家族で生じていることが聞かれました。死を口にせざるを得ない心情、病だけでの痛みにとどまらず、家族等への負担や将来への悲観等を考慮すれば、見舞金制度の利害関係者からの意見聴衆なく、制度の条例改正など議会での十分な審査も経ず、市長が指名した福祉施策審議委員だけの意見で見舞金減額に踏み切ったことは由々しきことであり、市民参加の根底が揺らいでいると指摘します。

第2の理由は、見舞金減額の前提条件が揺らいでいるからです。国の制度改正に伴い見舞金支給対象疾患を拡大させたことは重要です。だからといって、見舞金対象者が2200人から4400人へ、2倍になるという見舞金減額の前提条件をあげて、陳情書を不採択にすべきという委員もいますが、実際の支給対象者は1868人しかいません。制度改正前より人数は減っているのに、なぜ見舞金減額を肯定できるのでしょうか。

市政をチェックすべき議会が、前提条件が揺らいでいる以上、より慎重な対応が求められるはずですが、来年同趣旨の陳情が提出され、見舞金支給対象者が大幅に増加していなければ、今議会の判断の甘さを露呈することになってしまうと指摘します。

また、「こども医療費との関係で制度を使っていない」という担当課の理由をうのみにしても、あと2600人もの見舞金支給対象者が現れる根拠は何でしょうか。「単年度で判断すべきではない」との意見もありましたが、だったらなぜ、委員会での継続審査の動議に反対したのでしょうか？

そもそも特定疾病、いわゆる難病ですから疾病対象が広がったからと言って見舞金対象者が劇的に増えるという試算を検証することこそ市議会の役目であり、あらゆる努力をせず、今陳情書を不採択扱いすることは、福祉の削減という市長の片棒を担ぐことに他ならないと指摘するものです。

第3の理由は、市政全体の枠組みに誤りがあるからです。井崎市長が財政危機だと批判してきた眉山前市長当時、約300億円の年間一般会計であっても制度を維持してきたのに、500億円を超える一般会計の規模にまで大きくなっているなかで、見舞金制度の総予算は8800万円台から4600万円台にまで減額を強いる。その一方で、通常より1.4倍の規模で小中併設校を作り、千葉市並みの規模で総合体育館を建替えました…これが井崎市政の本質です。

見舞金削減は、支給額を当初4万円から2万円へ削減する市長原案に対し、議会内外で様々な議員が委員会や一般質問等で取り上げ、支給額を2万5千円に据え置かせた歴史があります。福祉削減にアクセルを踏むのも、ブレーキをかけるのも議会であり、それを構成する一人ひとりの議員ですので、熟議の議論とチェック力の向上を求め、住民の福祉の増進に寄与する議会であるよう呼び掛けて陳情への賛成討論を終わります。